

\*封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分を封筒の外側に貼り付けてください。

料金受取人払

本庄郵便局  
承認

1855

差出有効期限  
2021年3月  
31日まで

[親展]

切手を貼らずにお出しください

あなたの声を市政に「市長への手紙」—— 在 中

3678790

本庄市長 吉田信解 行  
本庄市役所  
本庄市本庄三丁目五番三号  
(受取人)



## 市長への手紙の出し方

裏面への記入が済みましたら、線に沿って封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分にのりを付け、封筒の形に仕上げ切手を貼らずにお出しください。

### 裏面への記入にあたって

- ①あなたのご意見と差出人欄に、必要事項をご記入ください。
- ②手紙の公開について  
お寄せいただいたご意見とその回答を公開することにより、市民のみなさんとさまざまな問題を共有できるようになります。公開は、主に市のホームページで行います。

※匿名の場合には、公開の対象にはなりません。

公開にあたっては、内容を要約し本人又は関係者等のプライバシーが侵害されることのないよう、住所・氏名や個人が特定される情報等は掲載しません。お手紙の内容を公開してほしくない場合には、記載欄の下段の“いいえ”を○で囲んでください。

※この専用封筒の差出有効期間は、2021年3月31日までです。有効期間内は、切手を貼らずにお出しになれます。

### 回答について

いただいたご意見等につきましては、次の場合には原則として回答しません。

- ①氏名・住所が不明なもの
- ②特定の個人や団体等を侮辱又は誹謗中傷したもの
- ③営利企業等の宣伝又はこれに類するもの
- ④担当職員が直接お会いし、もしくは、お電話等で説明したことにより、ご理解をいただいたもの
- ⑤「市長への手紙」の趣旨から外れた内容のもの、又は、手紙の内容の意味や意図が不明なもの

★お問い合わせ先  
〒367-8501 本庄市本庄三丁目五番三号  
本庄市役所企画財政部秘書課秘書係  
☎25-1154

# 「市長への手紙」にご意見・ご提案をお寄せください

★秘書課 ☎25-1154 ✉ tegami@city.honjo.lg.jp

「市長への手紙」は、市民の皆さんから市長へ市政に関するご意見・ご提案などをお寄せいただき、市政運営やまちづくりに反映させていく事業です。手紙は市長が直接拝見し、担当部局と調整・検討のうえ、郵便で回答します。

## ▶ お寄せいただく方法

### 郵便

- ①封筒が印刷されたページにご意見・ご提案と必要事項を記入
- ②封筒の形に折り込み糊付け
- ③ポストに投かん（切手は不要）  
※用紙は市役所総合案内、アスパアこども、はにぼんプラザ、図書館本館・児玉分館、各公民館、各児童センター等にありま。

### インターネット

- ①本庄市ホームページ「市長の部屋」にアクセス
- ②「市長への手紙」専用フォームから入力、送信

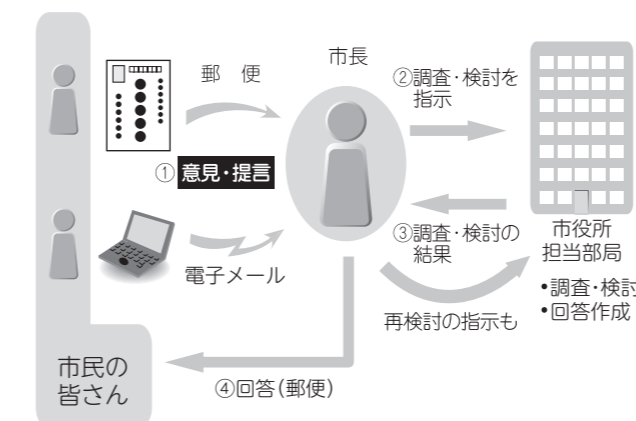
## ▶ 平成30年度に寄せられた内容

平成30年度の投稿総数265通のうち匿名のものや回答を希望しないものを除く89通について文書で回答しました。うち投稿者からの同意があったものは市ホームページで公開をしています。

分類	通数	内容
都市基盤	47	公園、道路、排水路など
福祉・医療	25	公立病院、子ども医療費など
教育・文化	28	学校、図書館、体育施設など
まちづくり	42	防災、防犯、交通安全など
産業・経済	12	観光、農業など
生活環境	80	ごみ、悪臭、ペット被害など
その他	51	市職員、税金、広報など
計	285	

※1通で内容が複数にわたるものもあるため、投稿総数と一致していません。

## ▶ 「市長への手紙」はこのように取り扱われます



## ▶ ご意見の一部をご紹介します

### 図書館図書返却期限を守らない人

**意見** よく図書館を利用しているのですが、図書を予約しても、借りている方が返却期限を守らないため借りられないことが多くあります。3冊までしか予約できないため、一人の方が1カ月以上返却されないと、その分1カ月以上待たなければならず、違う本を予約することすらできません。

図書館を気持ちよく利用できるよう、返却期限を守らない方へのペナルティを設けたり、予約できる件数を増やしていただけないでしょうか？

**回答** お手紙の件で図書館に確認しましたところ、貸出期間を過ぎても図書等が返却されない時は、電話やハガキで返却を促しており、長期延滞の方には予約についても遠慮していただいています。

また、複数の利用者から予約が入っている図書の貸出しの際には、「貸出期限内に返却をお願いします。」と書かれた短冊とともに、返却日を直接お声掛けしながら貸出しを行っています。

しかしながら、貸出期間を過ぎても返却されないケースもありますので、引き続き、貸出期間内の返却の励行を徹底するとともに、貸出期間内に返却されない場合にはペナルティを設けることも検討してまいります。

また、予約受付の件数は、図書、雑誌、紙芝居は合わせて3点、視聴覚資料は1点までとしています。この点につきましても、利用者の皆さまに効率的に利用していただけるよう、多くの利用者のご意見を参考にしつつ検討をしてまいります。

あなたの意見・提案をお寄せください

